家畜衛生情報

R2. 8. 27

（養豚農家の皆様へ）

CSF発生から２年が経ちました

新しい飼養衛生管理基準が施行されました

◎ 飼養衛生管理基準の遵守

令和2年4月に家畜伝染病予防法が改正され、農場における飼養衛生管理をより徹底するために、新しい飼養衛生管理基準が施行されました。

【豚、いのしし】令和2年7月1日施行（防護柵設置など一部取組みを除く）

主な改正内容

- **飼養衛生管理者選任の義務化**
- **飼養衛生管理マニュアルの作成**
- **畜舎出入りの消毒、衣服の着替え徹底**
- **野生動物の侵入防護柵、防鳥ネットの設置**
- **エコフィードの厳格化**

（R2.4家畜防疫対策課作成ポスター）

※詳細は、別添の「飼養衛生管理基準」（本文）をご覧ください。

中濃家畜保健衛生所

TEL 0574－25－3111　FAX 0574－27－3092

閉庁時は**案内**に従い「1」番をプッシュしてください

つながらない場合は　0574－25－3484 へ。 土日・祝日、閉庁時も通報を受け付けています。